

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

4-2 人権施策

(1) ハラスメント・人権侵害等に関する取り組み強化について

府民のあらゆる人権侵害を速やかに救済するため、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント、セクシュアル・マイノリティなど、相談対応の機能充実にむけて施策を講じること。

（回答）

大阪府では、府民が人権に係る問題に直面したときに、一人で悩むのではなく、身近な相談機関で助言や援助を受けながら主体的に解決していくことができるよう、「総合相談事業交付金」を活用し、市町村が実施する相談事業を支援しています。

また、府民向けの人権相談窓口を設置するとともに、市町村の人権相談に対する助言、支援や相談員の養成を行っています。さらに、行政機関や民間団体による人権相談機関のネットワーク体制を整備するなど、府内の相談機能の充実を図っています。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

## 4-2 人権施策

## (1) ハラスメント・人権侵害等に関する取り組み強化について

府民のあらゆる人権侵害を速やかに救済するため、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント、セクシュアル・マイノリティなど、相談対応の機能充実にむけて施策を講じること。

(回答)

大阪府では、「大阪府男女共同参画推進条例」及び「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」におきまして、施策の基本方向の中に「セーフティネットの充実」を位置付け、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組んでいるところです。また、平成24年3月に改定した「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」に基づき、各種施策を推進し、配偶者からの暴力を許さない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に努めています。

配偶者からの暴力に関する相談については、大阪府では、配偶者暴力防止法に基づき、女性相談センターを中核として、府内6ヶ所の子ども家庭センターの計7ヶ所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者一人ひとりの状況に応じて、安全確保、社会福祉施設等への入所、住宅設定、保護命令制度の利用等について、警察、福祉事務所、裁判所等の関係機関と連携しながら、保護と自立支援を図るための相談支援を行っています。

今後とも、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者の状況に応じた適切な支援を進めます。

また、市町村においては、大阪市、堺市、吹田市、枚方市の4市が配偶者暴力相談支援センターを設置しているほか、その他の市町村でも女性センターなどの窓口で、相談を受け付けています。

大阪府では、市町村に対して、被害者からの相談支援に関する助言、指導等の援助を行うとともに、地域において被害者を支援する人材を養成する講座等を実施しており、今後とも、市町村における相談機能の充実を図るための取り組みを行います。

また、大阪府男女参画・府民協働課のホームページにおきまして、府内市町村の相談窓口の一覧を掲載し、広く周知を行っています。

大阪府立男女共同参画・青少年センターにおいて実施している相談事業につきましては、関係機関との連携・調整を適切に行なうことにより、複雑・多様化する相談に迅速に対応するとともに、平日の夜間及び土・日曜日の午前・午後に相談を実施し、市町村の相談事業を補完しているところです。

なお、大阪府では、市町村職員のための研修プログラムなどを通じて、市町村の相談に関わる人材の育成を行うとともに、今年度から、府のスーパーバイズ機能を発揮するため、新たに市町村の職員や相談員などの人材育成に資するため、市町村が提示する困難な相談事例への対応検討や具体的な助言を行う情報交換・事例検討会を実施するなど、市町村の相談機能の強化に努めているところです。

今後とも市町村と連携して府域における相談事業の充実に努めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

福祉部 子ども室 家庭支援課

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

## 4-2 人権施策

## (1) ハラスメント・人権侵害等に関する取り組み強化について

府民のあらゆる人権侵害を速やかに救済するため、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント、セクシュアル・マイノリティなど、相談対応の機能充実にむけて施策を講じること。

（回答）

大阪府では、府内事業所における労働問題をめぐるトラブルの未然防止と、労使の自主的な問題解決の支援を行うため、大阪府総合労働事務所において労働相談を実施し、法的知識の付与や情報の提供、問題解決に向けた具体的なアドバイスを行っているところです。職員、一般相談員による電話、面談による相談の他、高度な法的知識の提供や具体的な訴訟に関する相談、専門的な労務関係の相談については、弁護士や社会保険労務士による特別相談も実施しています。また、総合労働事務所の「調整」と労働委員会での「あっせん」による個別労使紛争解決支援制度で、解決の支援を行っています。

職場におけるハラスメントや人間関係に係る労働相談は増加しており、平成 23 年度は 1,602 件（職場のいじめ 928 件、職場の人間関係 389 件、セクシュアルハラスメント 285 件）、平成 24 年度は 1,751 件（職場のいじめ 983 件、職場の人間関係 484 件、セクシュアルハラスメント 284 件）となっています。

平成 24 年度からは、国の地域自殺対策緊急強化基金を活用して、職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員等の心の健康問題に関わる企業の使用者及び人事労務担当者に対して、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる「メンタルヘルス専門相談」を実施しています。

さらに、平成 25 年度から、市町村等と連携して職場のハラスメントをはじめとした労働相談会などを行う「労働情報発信ステーション事業」を実施しています。

今後とも、労働相談の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課